

浦 監 第 5 1 9 号
令和 6 年 3 月 29 日

浦安市監査委員 町 田 清 英

浦安市監査委員 大 塚 修 平

浦安市監査委員 宝 新

監査結果に基づく措置の公表について

地方自治法第199条第14項の規定により、監査結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表します。

1. 監査の種類等 定期監査（小・中学校監査）
（令和5年4月1日～令和5年7月31日）
2. 監査対象部課 教育総務部：教育総務課、指導課、保健体育安全課、学務課
3. 監査結果公表年月日 令和6年1月26日
4. 監査結果及び措置内容

	指摘・改善事項（課名）	措置の内容
1	<p>(1) 浦安市学校部活動奨励補助金の事務手続きにおいて、校長の職印が押印されている概算払交付請求書写しに日付、文中の日付及び文書番号が記載されていないものがあった。 適正な取り扱いを行うよう改善されたい。 （改善事項：保健体育安全課）</p> <p>(2) 浦安市学校部活動奨励補助金の事務手続きにおいて、戻入処理のため支出票の金額欄が訂正されたものがあった。 適正な取り扱いを行うよう改善されたい。 （改善事項：保健体育安全課）</p>	<p>(1) 請求書の職印（校長印）は、日付や文書番号が確定し、記載した状態で押印し、控え（写し）を取るよう周知・指導いたしました。</p> <p>(2) 戻入が発生した際の支出票等伝票の処理について、各学校で異なっていたため、統一した手順を示し、それに沿って行うよう周知しました。 通常、支出の伺いに対して執行の確認を1枚の支出票で完結させていますが、支出の伺いに対して執行額が異なった場合は、別途、理由を記した支出票を起票し、1枚目の支出票を付して、執行の確認の決裁を採ることといたしました。</p> <p>(1)(2)引き続き定期的に市職員が学校を訪問して伝票をチェックし、適正な事務の執行について指導していきます。</p>